

## 口座振替に変更する方法

口座振替をご希望のかたは、次の手続きをお願いします。手続きは、年金天引き月の3ヶ月前の末日まで（例：12月の年金天引きから口座振替に変更する場合は9月末）を期限として、随時受け付けています。

1. 通帳と届け出印をお持ちのうえ、[口座振替の取扱金融機関](#)に「口座振替依頼書」を提出してください。「口座振替依頼書」は金融機関窓口にて備え付けてあります。
2. 「口座振替依頼書（本人控え）」をお持ちのうえ、役場 健康保険課（②番窓口）へお越しください。

### [口座振替の取扱金融機関](#)

西印旛農業協同組合 東部支店 / 千葉銀行 安食支店 /

京葉銀行 栄支店 / 水戸信用金庫 布佐支店 /

千葉信用金庫 赤坂支店 / 郵便局（ゆうちょ銀行）

※ 手続きは上記の支店となりますが、通帳の支店名は他支店でも構いません。

※すでに国民健康保険税の口座振替を登録されているかたは、直接 健康保険課（②番窓口）へお越しください。